

けんぽQ & A

Series 40

- Q この度入院するのですが、病院から「申請書を出せば自己負担が軽くなる」とアドバイスをいただきました。
どのような申請書を提出すればいいのですか？
- A 提出していただく申請書は「健康保険限度額適用認定申請書」で、当健康保険組合のホームページに掲載しております。
- 「健康保険限度額適用認定申請書」を提出いただくことで、病院での窓口負担が軽くなります。

個人の所得により、窓口負担の金額は変わってきます。

区分（標準報酬月額）	窓口での自己負担限度額
ア 830万円以上	252,600円+（総医療費－842,000円）×1%
イ 53万円～79万円	167,400円+（総医療費－558,000円）×1%
ウ 28万円～50万円	80,100円+（総医療費－267,000円）×1%
エ 26万円以下	57,600円

本来、窓口で3割（小学校就学生以下：2割）を負担して、これが高額な金額になると、支払うことに苦労しますが、この「健康保険限度額適用認定申請書」を健康保険組合へ申請し、「健康保険限度額適用認定証」を発行してもらうことで、上記の表の金額で抑えることができます。

但し、高額療養費の部分が健康保険組合から病院へ支払ってますので、数か月後に還付するのは付加金の部分のみとなります。

※ 月遅れ請求等で、高額療養費を還付する場合があります。